

JAMの主張

給与ふやせば増税 賃上げに水差す外形標準課税の拡大

機関紙 J A M 2014 年 9 月 25 日 発行 第 187 号

安倍政権は、大企業の法人税率を下げる反面、不足する税収を補うために、事業規模に応じて都道府県に納める「外形標準課税」を赤字の中小企業にまで拡大することを打ち出した。

安倍政権の成長戦略は、雇用制度などの規制緩和に加え、主要国と比べて高い大企業の法人税率を下げることで、「企業の競争力や労働者のやる気を刺激して生産性や経済成長を高めれば、その利益がいずれは中小企業や国民全体に行き届く」という、いわゆる「トリクルダウン理論」という考え方にもとづいている。しかし、この「おこぼれの政策」では、デフレからの脱却はできないことは小泉政権での経験から明らかになっている。

現在の「外形標準課税」は、資本金 1 億円超の企業を対象に導入され、企業が生み出した付加価値（従業員の給与も含む）や資本金の額などに応じて税額が決まる仕組みとなっている。

そもそも税負担のあり方については、「能力に応じた負担しか求めない」のが原則である。

一方で、企業が経済活動をするためには、赤字経営であっても、国や自治体が整備した社会インフラを利用していけば、受益者負担の原則により、企業に応分の負担を求めることは理論上、正しいと言える。しかし、産業集積地や業種ごとにさまざまな課題があることを考えると、社会インフラに対する応益負担は、法人税による全国一律的負担ではなく、地方自治体ごとに知恵を出し合うことも考えるべきである。

J A M が問題としているのは、安倍政権が進めようとしている「トリクルダウン」では、中小企業を含めた経済全体の成長が見込めないことに加え、企業の支払う給与が増えれば増えるほど税負担も増える仕組みである外形標準課税を赤字の中小企業にも導入した場合、「中小企業の賃上げに水を差すばかりでなく、雇用の不安定化にもつながる」ことが予想されることである。

J A M は、2014 春季生活闘争の取り組みにおいて、デフレ経済からの脱却にむけて、労使双方が生産性向上やその成果配分などについて真剣な議論と精一杯の努力を重ねてきた。

地方も含めた日本経済の好循環を確実なものとするためには、全企業数の 99% 以上、全労働者数の 7 割以上を雇用している中小企業での安定的な賃金引き上げや、雇用の安定と格差解消が不可欠であることを、J A M は改めて主張していくとともに、我われも税制に対して今後も積極的に議論を重ねていく。